

昨年7月、改正道路交通法により電動キックボード等を想定した新たな区分「特定小型原動機自転車（以下、『特定原付』）」が設けられてから、一年が経過しました。

最近の電動キックボードに関する報道によれば、昨年7月から今年4月の間で「特定原付」が絡む事故が全国で164件も発生したそうです。

法改正前の電動キックボード類の事故件数は、令和2年4件、同3年29件、同4年41件、同5年1～6月で23件でした（6/23産経新聞より）。

この記事では事故の詳細には触れていませんが、道路を安全に走行するためのルール遵守や事故防止の点で、多くの課題があるとみられます。

現在高等学校においては、登下校時に特定原付の利用を認めているのは、一部の通信制高校などに限られているようです。

本件に関し情報公開している各校の利用禁止の理由をみると、主に「生徒の安全性の確保」を挙げており、慎重な姿勢が伺えます。

とは言え、法規上16歳以上であれば特定原付に乗ることができるので、生徒はプライベートで利用することもあるかと思われます。

よって、特定原付の安全利用に対する継続的な啓発活動が求められます。

当財団では動画学習サイト内で、『16歳以上なら免許なしで乗れる電動キックボードとは？』を公開しています。

特定原付の定義をはじめ、遵守すべき交通ルール、利用時の留意点などを解説しています。

高校生にとって最も身近な交通手段である自転車との比較も交え、特定原付の安全利用に対する理解を深めていただける内容です。

『16歳以上なら免許なしで乗れる電動キックボードとは？』

<https://jaef.or.jp/6-kurumajuku/johokan/safety-topics/index.htm#ch05>

また、警視庁ホームページでは特定原付に関するルールに加え、それぞれの罰則・反則金も明示されています（以下URL参照）。

[https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/electric\\_mobility/electric\\_kickboard.html](https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/electric_mobility/electric_kickboard.html)

これから迎える夏季休暇の前に、これらの動画・情報も活用しながら、特定小型原付の安全利用について生徒の皆さんに指導・注意喚起をされてはいかがでしょうか。

---

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

【読者の皆さまへ】

私どもは、先生方や高校生の皆さんにより有益なご支援を提供してまいりたいと考えております。つきましては、当財団の事業やご支援メニューについて、ご意見やご要望等をお寄せください（以下のいずれかの方法にてお願いします）。

1. 当メルマガに返信
2. SNSでのコメント、返信

ツイッター <https://twitter.com/jidousyakyouiku>

フェイスブック <https://www.facebook.com/jaef2019/>